

事 務 連 絡
平成29年1月12日

神奈川県訪問看護ステーション連絡協議会 御中

神奈川県保健福祉局保健医療部保健人材課

看護師の特定行為研修シンポジウムの開催について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、平成29年1月6日付け厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室より、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、各病院あてに別途お知らせするとともに、介護情報サービスかながわの「神奈川県からのお知らせ」欄に掲載していることを申し添えます。

問い合わせ先
看護指導グループ 池田
TEL：045-210-4759



事務連絡
平成 29 年 1 月 6 日

都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修シンポジウムの開催について（協力依頼）

看護行政の推進については、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

この度、本制度の周知を図ることを目的に、別添のとおり「看護師の特定行為研修シンポジウム」を開催することといたしました。つきましては、貴管内の関係者各位へポスターの配布等の情報提供をいただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、当該シンポジウムの開催については、別記、関係団体等あてにお知らせをしておりますことを申し添えます。

（別添）

- ・ 看護師の特定行為研修シンポジウム開催要綱
- ・ ポスター

『看護師の特定行為研修シンポジウム』

（参考）

- ・ 開催要綱・ポスター掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147691.html>



<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

金原（内線4178）・草間（内線4173）

電話：03-5253-1111（内線4178）

別記

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本助産師会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全国老人保健施設協会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本精神科看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人全国公私病院連盟
一般社団法人日本看護系大学協議会
一般社団法人日本私立看護系大学協会
公益社団法人日本訪問看護財団
社会福祉法人恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
公益社団法人地域医療振興協会
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構
一般社団法人全国医学部長病院長会議
文部科学省高等教育局医学教育課
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官

看護師の特定行為研修シンポジウム開催要綱

1. 日時 平成 29 年 3 月 2 日 (木) 10 時～12 時
2. 会場 三田共用会議所 講堂
3. 主催 厚生労働省
4. 目的 特定行為に関する看護師の研修制度の推進の一環としてシンポジウムを開催し、制度の趣旨を周知するとともに、関係者がそれぞれの役割を理解することを目的とする。
5. プログラム
 - 9:30 受付開始
 - 10:00 開会
 - 10:05 情報提供
平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
「看護師による特定行為の提供活性化に向けた、特定行為研修の受講ニーズの評価」
京都大学医学部附属病院診療報酬センター 副センター長 加藤源太
 - 10:15 シンポジウム
話題提供
「指定研修機関となった経緯と役割」
美原記念病院 看護部長 高橋陽子
「看護管理者が考える、特定行為研修修了者の役割
～利用者的心声から思うこと～」
訪問看護ステーション愛美園 所長 中島由美子
「特定行為研修修了者と協働しての期待する役割」
新小山市民病院 副院長 大谷賢一
「特定行為研修制度に係る福島県の取り組み」
福島県保健福祉部医療人材対策室専門保健技師 阿蘇 ゆう
 - 11:05 休憩
 - 11:20 パネルディスカッション
テーマ：地域のニーズに応じた看護師による特定行為の提供に向けて
コーディネーター：春山早苗（自治医科大学看護学部 学部長）
パネリスト：高橋陽子（美原記念病院 看護部長）
中島由美子（訪問看護ステーション愛美園 所長）
大谷賢一（新小山市民病院 副院長）
阿蘇 ゆう（福島県保健福祉部医療人材対策室専門保健技師）
 - 12:00 閉会
6. 対象者 病院、診療所、訪問看護ステーション及び介護施設等に勤務する者、都道府県看護行政担当者等

7. 参加申し込みについて

1) 申込締切日

平成 29 年 2 月 17 日 (金) 16 時

2) 申込方法

参加ご希望の方は、個人単位で電子メール (E-mail) にて事前申込をお願いいたします。下記の①～④の全ての項目をメール本文に明記し、締切日時までに送信してください。添付ファイルでのお申込は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。送信先: ns-tokutei@mhlw.go.jp

① 氏名

② 所属施設名

③ 所属施設住所

④ 連絡先 (電話番号)

3) その他

・参加費は無料

・お申込にあたっての個人情報は、厚生労働省で管理し、今回のシンポジウム運営以外の目的に使用することはありません。

・定員は、350 名を予定しています。お申込は先着順となり、1 施設 3 名までとします。

・お申込のメールをいただいた方全員に、確認メールの返信をさせていただきます。電子メールを送信後 1 週間を経過しても確認メールの着信が無い場合は、厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室までご連絡下さい。

電話: (平日 9:30~17:00)

03-5253-1111 (内線 4178) 担当 金原

未来の医療を支える 看護師の特定行為研修 シンポジウム

2017
3/2(木)
10:00~12:00
(受付9:30~)

参加
無料

テーマ 地域のニーズに応じた 看護師による特定行為の提供に向けて

日時 2017年3月2日(木曜日)
午前10時00分~12時00分(午前9時30分受付開始)

場所 三田共用会議所 講堂(東京都港区三田2-1-8)
・東京メトロ 南北線「麻布十番駅」下車2番出口から徒歩5分
・都営地下鉄 大江戸線「麻布十番駅」下車2番出口から徒歩7分

定員 350名(事前申込み制)
※先着順(2月17日16時締切)
※1施設3名まで

内容

1. 情報提供

平成28年度厚生労働科学特別研究事業

看護師による特定行為の提供活性化に向けた、特定行為研修の受講ニーズの評価

加藤 源太 氏(京都大学医学部附属病院診療報酬センター 副センター長)

2. シンポジウム

【話題提供】

- ・指定研修機関となった経緯と役割……………高橋 陽子 氏(美原記念病院 看護部長)
- ・看護管理者が考える、特定行為研修修了者の役割~利用者の声から思うこと~
……………中島 由美子 氏(訪問看護ステーション愛美園 所長)
- ・特定行為研修修了者と協働しての期待する役割……………大谷 賢一 氏(新小山市民病院 副院長)
- ・特定行為研修制度に係る福島県の取り組み……………阿蘇 ゆう 氏(福島県保健福祉部 専門保健技師)

【パネルディスカッション】

(テーマ) 地域のニーズに応じた看護師による特定行為の提供にむけて

(コーディネーター) 春山 早苗 氏(自治医科大学看護学部 学部長)

申込方法

参加ご希望の方は、個人単位で電子メール(E-mail)にて事前申込をお願いします。(1施設3名まで)

①氏名 ②所属施設 ③所属施設住所 ④連絡先(電話番号)の全ての項目をメール本文に明記し、締切日時までに送信してください。添付ファイルでのお申込は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

【締切日時】2017年2月17日(金曜日)16時 【送信先】E-mail: ns-tokutei@mhlw.go.jp

※お申込にあたっての個人情報は、厚生労働省が管理し、今回のシンポジウム運営以外の目的に使用することはありません。

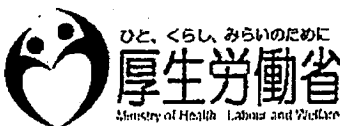
※先着順のため、定員に達したところで締め切らせていただく場合があります。お申込のメールをいただいた方全員に、確認メールの返信をさせていただきます。電子メールを送信後1週間を経過しても確認メールの着信が無い場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話 03-5253-1111(内線4178)

受付可能時間 / 平日 9:30~17:00



特定行為に係る看護師の研修制度 検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077077.html>

